

諮詢第11号

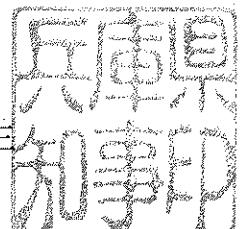
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づいて行う知事許可漁業の公示について（諮詢）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、下記知事許可漁業につき制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項の規定に基づき、諮詢します。

令和3年6月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



記

- 1 小型機船底びき網漁業
- 2 瀬戸内海機船船びき網漁業
- 3 五智網漁業
- 4 刺し網漁業
- 5 ひき縄漁業
- 6 たこつぼ漁業
- 7 せん漁業

R3.6.7委員会諮詢一覧

漁業の種類	漁業種類	許認可方針 地区名	許認可申請期間	許認可有効期間	目次
小型機船底びき網漁業		二見町、播磨町、東播磨	R3.6.22 ~ R3.7.22	許可の日 ~ R4.3.31	P1~P3
瀬戸内海機船船びき網漁業	いわし・いかなご 船びき網	西播	R3.6.22 ~ R3.7.22	許可の日 ~ R5.12.31	P4~P6
		淡路市東浦	R3.6.22 ~ R3.7.22	許可の日 ~ R5.12.31	
五智網漁業	たい、はまち五 智網	江井島、二見町、 播磨町	R3.6.22 ~ R3.7.22	許可の日 ~ R6.3.31	P7~P8
刺し網漁業	建廻網	姫路市	R3.6.22 ~ R3.7.22	許可の日 ~ R4.12.31	P9~P10
ひき縄漁業	ひき縄	岩屋	R3.6.22 ~ R3.7.22	許可の日 ~ R3.12.31	P11~P14
		北淡	R3.6.22 ~ R3.7.22	許可の日 ~ R3.12.31	
		一宮町	R3.6.22 ~ R3.7.22	許可の日 ~ R4.12.31	
		湊	R3.6.22 ~ R3.7.22	許可の日 ~ R4.12.31	
		阿那賀、福良	R3.6.22 ~ R3.7.22	許可の日 ~ R4.12.31	
たこつぼ漁業	まだこ・いいだこ つぼ	東二見	R3.6.22 ~ R3.7.22	許可の日 ~ R3.12.31	P15~P17
	たこつぼ	五色町	R3.6.22 ~ R3.7.22	許可の日 ~ R4.12.31	
せん漁業	いかかご	二見町	R3.6.22 ~ R3.7.22	許可の日 ~ R5.5.31	P18~P19
	あなごせん	姫路	R3.6.22 ~ R3.7.22	許可の日 ~ R5.5.31	

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮詢日 2021年6月7日

【漁業の種類】 小型機船底びき網漁業

番号	地区名	公示する隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
			上限隻数	変更前
1	神戸市東部 (神戸市の内数)			
2	神戸市			
3	明石浦			
4	林崎			
5	江井島			
6	二見町、播磨町、東播磨	1隻	1隻	-
7	高砂			
8	伊保、荒井			
9	姫路市			
10	家島町			
11	西播			
12	由良			
13	洲本炬口、津名			
14	釜口			
15	仮屋、森			
16	岩屋			
17	北淡			
18	一宮町			
19	五色町			
20	湊			
21	南あわじ			
22	福良			
23	南淡、沼島			

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
二見町 播磨町 東播磨	手縄第1種漁業 沖廻手縄網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン未満	1隻	定めなし
	手縄第2種漁業 こぎ網漁業	同上	同上				
	手縄第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手縄第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の2	10月20日から翌年5月31日まで				

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月22日から同年7月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
二見町、播磨町、東播磨	別記3の1から15まで

別記1 操業区域

（注）以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 明石市古波止と淡路市富島港西防波堤灯台を結ぶ線から東播磨港伊保灯台と姫路市上島灯台を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同第10号灯浮標から姫路市松島灯台を見通した線及び高砂市、姫路市界から姫路市上島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 条件

- 1 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
- 2 手縄第1種漁業及び手縄第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 4 たちうおを目的として操業してはならない。
- 5 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 6 手縄第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 7 手縄第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 8 手縄第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 9 手縄第2種漁業は、漁具を曳網する曳綱は、1本を超えてはならない。
- 10 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 11 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 12 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。
- 13 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。
- 14 手縄第3種漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 15 手縄第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮詢日 2021年6月7日

- 1 【漁業の種類】瀬戸内海機船船びき網漁業
【漁業種類】いわし・いかなご船びき網漁業

番号	地区名	公示する隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
			上限隻数	変更前
1	芦屋			
2	神戸市			
3	明石市			
4	明石市二見			
5	伊保			
6	西播	2隻	2隻	-
7	洲本			
8	炬口			
9	淡路市東浦	1隻	1隻	-
10	北淡			
11	一宮町			
12	西淡			
13	福良			
14	南淡、沼島			

- 2 【漁業の種類】機船船びき網漁業
【漁業種類】いわし・いかなご船びき網漁業

番号	地区名	公示する隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
			上限隻数	変更前
1	芦屋			
2	神戸市			
3	明石市			
4	明石市二見			
5	伊保			
6	西播			
7	洲本			
8	炬口			
9	淡路市東浦			
10	北淡			
11	一宮町			
12	西淡			
13	福良			
14	南淡、沼島			

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西播	いわし・いか なご船びき網漁業	別記1の1	周年	別記2	10トン 未満	2隻	定めなし
淡路市東浦	いわし・いか なご船びき 網漁業	別記1の2	同上	同上	同上	1隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月22日から同年7月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
西播	別記3
淡路市東浦	同上

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

1 高砂市、姫路市界と上島を結んだ線、上島から播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く

2 洲本市安乎町平安浦、淡路市里界から淡路市松帆・野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）施行前

の漁業調整用馬力数をいう。

別記3 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

許可又は起業の認可をることができる船舶の隻数の上限

諮詢日 2021年6月7日

1 【漁業の種類】 五智網漁業

【漁業種類】 たい、はまち五智網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をす とができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	明石浦、林崎			
2	江井島、二見町、播磨町	1隻	1隻	-
3	岩屋			
4	北淡			
5	福良			

2 【漁業の種類】 五智網漁業

【漁業種類】 たい、あじ五智網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をす とができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	一宮			

3 【漁業の種類】 五智網漁業

【漁業種類】 たい、あじ、かます五智網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をす とができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	南あわじ			

4 【漁業の種類】 五智網漁業

【漁業種類】 あじ五智網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をす とができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	西二見			
2	育波			

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期		推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
江井島 二見町 播磨町	たい、はまち 五智網漁業	明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。 ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	たい	4月 1日から 12月 31日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
			はまち	9月 15日から 11月 20日まで				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月22日から同年7月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね「はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない」旨の条件を付けることがある。

許可又は起業の認可をることができる船舶の隻数の上限

諮詢日 2021年6月7日

- 1 【漁業の種類】 刺し網漁業
 【漁業種類】 建網漁業

地区		公示する隻数	許可又は起業の認可をとができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	芦屋			
2	神戸市			
3	林崎、江井島			
4	二見町、播磨町、加古川市、高砂市			
5	津名			
6	森			
7	岩屋			
8	浅野			
9	育波			
10	室津浦			
11	五色町			
12	南あわじ			

- 2 【漁業の種類】 刺し網漁業
 【漁業種類】 建廻網漁業

地区		公示する隻数	許可又は起業の認可をとができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	姫路市	1隻	1隻	—
2	一宮町			
3	五色町			
4	南あわじ			
5	南淡			

- 3 【漁業の種類】 刺し網漁業
 【漁業種類】 あかした刺網漁業

地区		公示する隻数	許可又は起業の認可をとができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	東浦			

- 4 【漁業の種類】 刺し網漁業
 【漁業種類】 かに刺網漁業

地区		公示する隻数	許可又は起業の認可をとができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	高砂			
2	家島町			

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年11月26日規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 建網漁業、建廻網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路市	建廻網漁業	姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畠区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く（注）	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月22日から同年7月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮詢日 2021年6月7日

【漁業の種類】 ひき縄漁業

【漁業種類】 ひき縄漁業

番号	地区名	公示する 隻数	許可又は起業の認可をすること ができる船舶の隻数の上限	
			上限隻数	変更前
1	神戸市東部			
2	神戸市			
3	東明石浦			
4	明石浦			
5	林崎			
6	江井ヶ島			
7	魚住			
8	二見町			
9	播磨町			
10	加古川市			
11	高砂市			
12	姫路市			
13	室津			
14	相生、赤穂			
15	由良			
16	洲本、津名、東浦			
17	岩屋	1隻	1隻	-
18	北淡	1隻	1隻	-
19	一宮町	1隻	1隻	-
20	湊	3隻	3隻	-
21	丸山			
22	阿那賀、福良	1隻	1隻	-
23	南淡、沼島			

【漁業の種類】 ひき縄漁業

【漁業種類】 たちうおひき縄漁業

番号	地区名	公示する 隻数	許可又は起業の認可をすること ができる船舶の隻数の上限	
			上限隻数	変更前
1	西浦、南浦			

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年11月26日規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域		漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
岩屋	ひき縄漁業	たちうお	洲本市から淡路市野島に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く（注）	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
		その他	淡路市仮屋から同市郡家に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く（注）					
北淡	ひき縄漁業	淡路市野島江崎から同市江井に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く（注）		同上	同上	同上	同上	同上

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月22日から同年7月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和3年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年11月26日規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域		漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
一宮町	ひき縄漁業	たちうお	淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路西浦海面。ただし、共同漁業権の区域を除く（注）	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
		その他	淡路市野島江崎から洲本市五色町に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く（注）					
湊	ひき縄漁業	淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路市西浦海面。ただし、共同漁業権の区域を除く（注）		同上	同上	同上	3隻	同上
阿那賀 福良	ひき縄漁業	南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面及び紀伊水道における兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く（注）		同上	同上	同上	1隻	同上

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月22日から同年7月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮詢日 2021年6月7日

【漁業の種類】 たこつぼ漁業

【漁業種類】 まだこ・いいたこつぼ漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすること ができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	林崎			
2	江井島			
3	東二見	3隻	3隻	-
4	西二見			
5	播磨町			

【漁業の種類】 たこつぼ漁業

【漁業種類】 たこつぼ漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすること ができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	姫路市			
2	坊勢			
3	津名			
4	岩屋			
5	五色町	1隻	1隻	-
6	南あわじ			
7	阿万			
8	灘(南淡)			
9	沼島			

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
東二見	まだこ・いいだこ つぼ漁業	明石市大久保町 から姫路市的形 町までの海面。た だし、共同漁業権 の区域を除く。 (注)	周年	定めなし	定めなし	3隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月22日から同年7月22日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和3年12月31日までとする。

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区名	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
五色町	たこつぼ 漁業	淡路市室津港灯 台と徳島県鳴門 市北灘町折野港 防波堤灯台を結 んだ線以南の洲 本市五色町地先 海面。ただし、共 同漁業権の区域 を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月22日から同年7月22日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮詢日 2021年6月7日

- 1 【漁業の種類】 せん漁業
 【漁業種類】 あなご・ばい・かにかご漁業

地区		公示する隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	兵庫			

- 2 【漁業の種類】 せん漁業
 【漁業種類】 いかかご漁業

地区		公示する隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	林崎			
2	江井島			
3	二見町	1隻	1隻	-
4	播磨町、東播磨、高砂			
5	伊保			

- 3 【漁業の種類】 せん漁業
 【漁業種類】 かさご・めばるかご漁業

地区		公示する隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	姫路			

- 4 【漁業の種類】 せん漁業
 【漁業種類】 あなごせん漁業

地区		公示する隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	姫路	2隻	2隻	-

- 5 【漁業の種類】 せん漁業
 【漁業種類】 うなぎ筒漁業

地区		公示する隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	姫路			

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) いかかご漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
二見町	いかかご漁業	明石市二見町から姫路市大塩町までの海面	4月15日から 7月10日まで	定めなし	定めなし	1隻	操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者
	共第24号共同漁業権漁場（鹿ノ瀬）の区域		5月10日から 7月31日まで				

(2) あなごせん漁業

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路	あなごせん漁業	別記	6月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	2隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月22日から同年7月22日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年3月31日までとする。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畠区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。